

所得税 町・県民税の 申告

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※土曜日・日曜日・祝日を除きます。

海田税務署では、感染症対策の一環として、1月30日(月)から相談を受け付けています。

※例年、申告期間前半に相談・受付が集中し混み合います。

注意事項

感染症拡大防止のため、各会場での受付方法が変更となっております。
※町・県民税の申告は、郵送での提出にご協力ください。

【各会場での受付方法】

◆海田税務署確定申告会場

入場に、入場整理券が必要です。

入場整理券の入手方法

- ・当口会場で受け取り(枚数制限あり)
- ・LINEで事前発行

(相談日の10日前から
国税庁公式アカウント
で)



国税庁LINE

◆府中町役場

インターネットや電話での事前予約が必要です。予約をしていない場合は、受け付けできません。

予約受付期間

2月8日(水)～3月15日(水)

◆インターネット予約(土日祝含む)

24時間いつでも予約可能です

(予約後、メールが届きます)

※2月8日(水)午前9時～予約開始。



申告予約サイト

◆電話予約(平日のみ)

☎5000・9272

午前9時～午後5時

(正午～午後1時を除く)

所得税・復興特別所得税

海田税務署 ☎823-2131

所得税および復興特別所得税の確定申告は、前年の1月1日～12月31日の所得金額と税額を計算し、源泉徴収や予定納税で納めた税額を精算する手続きです。

確定申告が必要な人

- ①事業所得や不動産所得などで、1年間の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人
- ②サラリーマンで給与の年収が2千万円を超える人や、2か所以上から給与をもらっている人、給与以外の所得が20万円を超える人など

確定申告することで税金が戻る人

次の①～④のいずれかにあてはまる場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ①年の途中で退職し、年末調整を受けなかった人
- ②多額の医療費を支払った人
- ③災害や盗難にあった人
- ④マイホームを住宅ローンで購入した人

口座振替の利用

納付には安心・便利・確実な口座振替をご利用ください。口座振替の申し込みは、納期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務

署または金融機関へ提出してください。
※すでに口座振替を利用している場合は、新たに提出する必要はありません。

自宅で申告書の作成

スマホやパソコンを使って



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って入力すると、自動計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書等を作成できます。作成したデータはスマートフォン、e-Tax、または印刷した申告書を郵送で提出してください。

◆スマートフォン、e-Taxで申告される場合は、マイナンバーカード(電子証明書)、または税務署で職員と対面により本人確認を行った後で発行される、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)が必要です。
※IDとパスワードの発行を希望する人は、運転免許証などの本人確認書類を持って、海田税務署で手続きをしてください。



確定申告書等作成コーナー

町・県民税 (住民税)

問 税務課町民税係 ☎ 286-3143

所得税の確定申告は不要でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。

住民税の申告が必要な人

- 令和5年1月1日現在、府中町に住民登録があり、次の①～④のいずれかにあてはまる人。
- ① 給与所得や退職所得以外の所得がある人（20万円を超える場合は、所得税の確定申告をしてください）
- ② 公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

（所得税の確定申告は不要です）

- ③ 社会保険料、生命保険料、医療費、扶養控除などの源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする人
 - ④ 前年中の収入がないことを証明するための「住民税課税台帳記載事項証明書」が必要な人、福祉医療などの受給要件や各種減免申請等に所得審査がある人
- ◆ 所得税の確定申告をした人、給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が提出されている人、前年中の所得が合計で45万円を超えない人は、申告不要です。

上場株式等の配当所得と譲渡所得等は課税方式を選択できます

住民税が特定口座内で源泉徴収された上場株式等の配当所得と譲渡所得等は、所得税と住民税で異なる課税方式（総合課税、申告分離課税、申告不要制度）を選択することができます。

異なる課税方式を選択する場合

次の場合を除き、住民税の納税通知書が送付される時までに、所得税の確定申告とは別に、住民税の申告書の提出が必要です。

● 住民税で上場株式等の配当所得と譲渡所得等の全部を申告不要とする場合

所得税の確定申告書の住民税に関する事項「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入することで、住民税の申告書を提出しなくても住民税で申告不要とすることができます。

各会場の受付方法は4ページでご確認ください。

確定申告会場

場 所 海田税務署(海田町大正町 1-13)
NTTクレドホール(基町クレド・パセーラ11階)
受付時間 (平日のみ) 午前8時30分～午後4時
相談時間 (平日のみ) 午前9時～午後5時

府中町役場での申告相談・受付 (予約制)

場 所 4階 大会議室
相談時間 (平日のみ) 午前9時～正午、
午後1時～5時

※庁舎の管理上、午前8時以前の来場はご遠慮ください。
※駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。



府中町役場で受付できない申告 【税務署での申告相談を】

- ①青色・分離・損失・修正申告②事業（営業等・農業）所得③不動産所得（申告初年度のもの・収支内訳書の未完成のもの）④譲渡所得（株・土地・建物の売却）⑤源泉徴収票のない給与・年金等所得⑥特殊な控除（雑損控除・住宅借入金特別控除等）⑦令和3年分以前の確定申告

Check!

申告に必要なもの

- 所得金額がわかる書類（源泉徴収票など）
- 不動産所得のある人は収支内訳書
※前年のものを参考に記載しておいてください。
- 控除を受けるための証明書（医療費の明細書・社会保険料の領収書・支払証明書・生命保険料等の控除証明書・寄附の証明書など）
※医療費控除は領収書の添付が不要になり、明細書の提出が必要になりました。
- 申告者本人名義の預貯金口座の口座番号がわかるもの
- マイナンバーカード（顔写真付き）か、マイナンバー通知カードと本人確認書類※本人確認書類は、顔写真付きであれば1点（運転免許証等）、顔写真付きでないものは2点（保険証と通帳等）必要です。
- ◆ 前年分の申告書の控えがある人はお持ちください。手続きが早く終わります。

府中町役場での確定申告の相談受付は、住民サービスの観点から広島国税局長の許可を得て実施しているものです。会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての質問・相談は受け付けできませんのでご了承ください。

社会保険料控除

令和4年1月1日～12月31日に納付した、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は、社会保険料控除として、所得税、町・県民税で申告できます。控除対象額（納付額）を次のとおり確認してください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

年金から天引きの場合

日本年金機構等から送付される、「源泉徴収票」に記載されています。

口座振替の場合

通帳に記載されている令和4年中の振替金額を合計してください。

領収書等の紛失や納付額が不明の場合

納付方法に関わらず、次の



窓口で「納付記録」を発行できます。

【国民健康保険税】

税務課収納係

(役場4階①番窓口)

☎286-3142

【後期高齢者医療保険料】

保険年金課年金福祉医療係

(役場2階⑩番窓口)

☎286-3154

【介護保険料】

高齢介護課介護保険係

(役場2階⑪番窓口)

☎286-3235

国民年金保険料

納付額は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などに記載されています。申告の際は、証明書などを添付する必要があります。

証明書が届いていない場合や紛失した場合は、マイナンバーまたは基礎年金番号のわかるものをご用意のうえ、次の専用ダイヤルへお問い合わせください。

【ねんきん加入者ダイヤル】

(有料・ナビダイヤル)

☎0570-0031004

(IP ☎03-6630-2525)

月々金曜日

午前8時30分～午後7時

第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※祝日は利用できません。(第2土曜日は除く)

厚生年金・国民年金の源泉徴収票の再交付

令和4年1月～12月に受け取った年金の源泉徴収票は、1月中旬～下旬に日本年金機構から送付されています。

紛失した場合は、「ねんきんダイヤル」へ再交付の申し出をしてください。

※年金証書などに記載された基礎年金番号が必要です。

ねんきんダイヤル(有料)

☎0570-05-1165 (IP ☎03-6700-1165)

月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日は利用できません。(第2土曜日は除く)

※月曜日が祝日の場合は、火曜日の受付時間が午後7時まで延長されます。

マイナンバーカードを使ってe-Taxを利用する人へ

☎住民課住民基本台帳係 ☎286-3151

マイナンバーカードを活用してe-Taxで確定申告をする場合、マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書が有効である必要があります。事前に有効期限の確認をお願いします。

電子証明書を発行するには、原則、本人が住民課(役場2階)またはマイ・フローラ南交流センターへマイナンバーカードを持って手続きする必要があります。

※夜間・休日は受付できる日が限られます。お早めに手続きをお願いします。

■ 電子証明書有効期限の確認方法

本人がマイナンバーカードを持って住民課(役場2階)またはマイ・フローラ南交流センターへ。

※パソコンなどを使って確認する場合は、ICカードリーダー付属のパソコンまたはマイナンバー対応NFCスマートフォンが必要です。

カードを発行してから5年以上経つているときや氏名や住所などに変更があったときは要注意！
署名用電子証明書が失効している可能性があるよ！

